

平成 26 年度 労働保険収支報告書

委託事業主数	82 件
事業収入	1,448,228 円
(上記の内)	
事務組合手数料	612,000 円
国からの報奨金	836,228 円

平成 26 年度 労働保険料等徴収・納付状況報告書

労働保険料	平成 26 年度徴収決定額 (A)	事業主からの徴収額 (B)	政府への納付額 (C)
第 1 期労働保険料 (平成 25 年度確定不足分含む)	4,300,954 円	4,871,544 円	4,300,954 円
第 2 期労働保険料	3,903,122 円	3,697,301 円	3,903,122 円
第 3 期労働保険料	4,083,857 円	3,898,636 円	4,083,857 円
合計	12,287,933 円	12,467,481 円	12,879,933 円
政府よりの還付金 (D)	681 円		
事業主への還付金 (E)	178,867 円		
事務組合保管額 (B) + (D) - (C) - (E)	0 円		
滞納保険料額 (A) - (C)	0 円		

一般拠出金

	平成 26 年度徴収決定額 (A)	事業主からの徴収額 (B)	政府への納付額 (C)
一般拠出金	14,730 円	14,730 円	14,730 円
滞納拠出金 (A) - (C)	0 円		

上記の通り報告いたします。

監査報告

一般社団法人 江戸川北青色申告会
 会長 大村 耕一 殿

監査の結果、取扱保険料について上記のとおりであることを認めます。

平成 27 年 4 月 16 日
 一般社団法人江戸川北青色申告会

監事 林 昭雄



監事 安齋 五郎



公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告書

一般社団法人 江戸川北青色申告会
会長 大村 耕一 殿

平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日）の公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い、法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

以上

別紙 1・・・公益目的支出計画実施報告書

平成 27 年 4 月 16 日
一般社団法人江戸川北青色申告会

監事 林 昭雄



監事 安齋 五郎



労働保険事務組合 事務処理規約一部変更

新

旧

<p><u>第 3 章 事務処理の方法</u> (労働保険料等の納付に関する事項)</p> <p>第 10 条</p> <p>7 前項の規定による専用口座は次の金融機関とする。</p> <p>みずほ銀行 小松川支店 普通預金 No. 8 2 7 6 8 4 労働保険事務組合 一般社団法人江戸川北 青色申告会</p> <p>会長 _____</p> <p>付則 (施行期日)</p> <p><u>第 1 1 条 この規約は、平成 2 7 年 5 月 2 2 日 から施行する</u></p>	<p>第 2 章 労働保険関係等事務処理の委託 (労働保険料等の納付に関する事項)</p> <p>第 10 条</p> <p>7 前項の規定による専用口座は次の金融機関とする。</p> <p>みずほ銀行 小松川支店 普通預金 No. 8 2 7 6 8 4 労働保険事務組合 一般社団法人江戸川北 青色申告会</p> <p>会長 安齋 五郎</p> <p>付則 (施行期日)</p> <p>第 1 0 条 この規約は、平成 2 5 年 5 月 2 4 日から施行する</p>
<p>内部規定</p> <p>この規定は平成 2 7 年 5 月 2 2 日から実施する。</p>	